

令和5年度福岡市夏休みプール開放事業申込の手引き

福岡市の小学校及び特別支援学校の夏休み期間中に実施する「福岡市夏休みプール開放事業」（以下「プール開放事業」という。）における、民間スイミングクラブの参加申込については、本手引きをご参照ください。

1 事業目的

夏休み期間における福岡市内の児童・生徒の健康・体力の増進と健全育成を図るため、福岡市立の小学校及び特別支援学校に通学する児童・生徒に対し、夏休み期間に使用できるプール無料利用券を1人につき2枚配布し、市民プールや障がい者スポーツセンター、民間スイミングクラブにおけるプール開放事業を実施します。

2 事業概要

(1) 開放期間

夏休み期間（令和5年7月22日（土）～8月27日（日））のうち、各民間スイミングクラブの希望日をもとに決定した日

(2) 開放時間

民間スイミングクラブが指定する日のうち、以下①～③の時間とします。

①10：00～12：00 ②13：00～15：00 ③15：00～17：00

- ・1回2時間のコマ制とします。事業実施に係る準備時間及び片付け時間は含みません。
- ・1施設につき最低3コマ以上開放するものとし、最大15コマまでとします。ただし、全体の申し込み数によっては、各民間スイミングクラブの開放コマ数を調整する可能性があります。

(3) 利用対象者

- ・福岡市立の小学校に通学する児童
- ・福岡市立の特別支援学校（小学部・中学部・高等部）に通学する児童・生徒

(4) 開放施設

福岡市内にある民間スイミングクラブ

【参考】

区分	市民プール（福岡市内7箇所）※	民間スイミングクラブ
開放期間	7/22（土）～8/27（日） 36日間	左記のうち各施設の希望日をもとに 決定した日 （最大15コマまで）
開放時間	9：00～21：00 （保護者の付き添いのない場合の利用 は18：00まで）	① 10：00～12：00 ② 13：00～15：00 ③ 15：00～17：00

※総合西市民プールについては、世界マスターズ水泳選手権九州大会の会場となるため、7月上旬から8月中旬頃まで使用できません。

3 実施内容

(1) 業務内容

① プールの無料開放

事業目的を達成するため、民間スイミングクラブプールを開放し、以下の業務を実施してください。

ア 利用者の受付管理

- ・利用者が持参する無料利用券を回収し、施設側記載欄を記入すること。
- ・事前受付の実施の有無及び実施方法については各民間スイミングクラブの運用方法によるものとします。

イ プール監視

- ・監視員を2名以上配置すること。
- ・監視員は、福岡市消防局が主催する普通救命講習又は他の機関や自社で実施する同等以上の講習(※)を受講していること。なお、資格に有効期限があるものは期限を経過していないこと、また、自社で実施する講習は一年以内に受講していることとします。

(※)講習時間の合計が3時間以上で、講習項目(心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法)を受講していれば、普通救命講習と同等以上であると判断します。

ウ 実績報告

- ・プール開放事業終了後、「実績報告書(様式7-1号、様式7-2号)」を作成し、利用者から回収した無料利用券と併せて令和5年9月15日(金)までに福岡市スポーツ施設課へ提出してください。

② 教室・イベントの開催(任意)

開放時間中に水泳教室やイベントを実施することができます。ただし、1コマ2時間のうち1時間までとします。

※教室・イベントを開催した場合でも借損料の金額は変わりませんが、学校を通じて配布するチラシや福岡市ホームページ上で教室・イベント情報を掲載します。

例) 10:00~10:30は初心者向け水泳教室を実施、10:30~12:00は無料開放

(2) 責任者の選定

1施設につき1名の現場責任者を選定し、「責任者名簿(様式5号)」提出してください。

(3) 使用施設及び設備について

- ・25mプールの全コースを貸切で使用します。
- ・貸出物品、ロッカーや駐車場の利用については、民間スイミングクラブの運用方法によるものとします。

(4) 福岡市が支払う借損料

民間スイミングクラブに対し、別途締結する協定書に基づき、1施設1コマ(2時間)あたり50,000円(税込)の借損料を支払います。(5コース未満の施設については、別途協議を行います。)ただし、一定の要件(安全な事業の実施、監視員の条件、実績報告書の提出等)を満たしていないことが判明した場合は、この限りではありません。

4 申込資格

(1) 施設及び設備

福岡市内に25mプールを所有し、当該施設に自動体外式除細動器（AED）を常備していること。

(2) 保険の加入

施設利用中に発生する事故に備えるとともに被害者救済の措置として、損害賠償責任保険に加入してください。

(3) 応募者の制限

次の項目に該当しない団体であること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する団体。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者。

5 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 募集開始 | 令和 5 年 4 月 25 日（火） |
| ② 応募書類の提出期限 | 令和 5 年 5 月 16 日（火）17 時まで |
| ③ 協定書締結 | 令和 5 年 6 月（予定） |

6 募集に関する質問

不明点等がある場合は、随時お尋ねください。

連絡先は「12 問い合わせ先、提出先」を参照してください。

7 申込書類の提出

(1) 提出書類（以下すべてを提出してください。）

- ・ 様式 1 号 福岡市夏休みプール開放事業 参加申込書
- ・ 様式 2 号 開放可能日数表
- ・ 様式 3 号 役員名簿
- ・ 様式 4 号 誓約書(暴力団排除に関する誓約書)
- ・ 様式 5 号 責任者名簿
- ・ 様式 6 号 福岡市ホームページ掲載情報
- ・ AEDの設置状況がわかる画像データ
- ・ コース数がわかる画像データ
- ・ 損害賠償責任保険に加入していることがわかる証書・証券等の写し
- ・ 自社等で実施している救命講習のカリキュラム
- ・ 施設概要書（パンフレット可）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合は、平日 10 時から 17 時まで（土日祝を除く）。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留。

(3) 提出期限

令和 5 年 5 月 16 日（火）17 時まで（必着）

(4) 提出先

「12 問い合わせ先、提出先」を参照してください。

8 申込結果について

申込資格や提出書類等を確認したうえで、令和 5 年 5 月下旬（予定）頃にご連絡させていただきます。

9 協定

令和 5 年 6 月頃に協定を締結します。なお、複数の施設を指定施設とする場合も 1 協定とします。

内容については、別紙「福岡市夏休みプール開放事業に関する協定書（案）」をご参照ください。

10 天候等による中止の判断及びその対応

(1) 悪天候等による中止

- ・大雨や台風のような悪天候時においては、福岡市スポーツ施設課の指示に従って対応を行ってください。
- ・各施設において、中止が必要な状況であると判断した場合は、福岡市スポーツ施設課に連絡してください。その場合においては、児童の安全を最優先に、各施設で適切に対応を行ってください。

(2) 施設の不具合等による中止

施設について、危険箇所や設備の破損・不具合を発見し、プール開放事業が実施できない場合は、速やかに福岡市スポーツ施設課に連絡してください。

11 その他

(1) 法令順守

下記関係法令等の最新版を必ず確認したうえで、プール開放事業を実施してください。

- ・個人情報保護に関する法律
- ・「遊泳用プールの衛生基準」（平成 19 年 5 月 28 日付け厚生労働省健康局長）
- ・「プールの安全標準指針」（平成 19 年 3 月文部科学省、国土交通省策定）

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

①感染症対策について

下記ガイドライン等を参考に感染症対策を講じてください。

- ・「スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン」(令和5年3月3日改定一般社団法人 日本スイミングクラブ協会)

②事業の実施について

今後の感染状況により、事業の中止や実施方法の変更を行うことがあります。

(3) その他

プール開放事業の利用者に対して、民間スイミングクラブ独自のサービス等についての積極的な勧誘は行わないこととします。ただし、利用者からの問い合わせに対する回答は、その限りではありません。

12 問い合わせ先、提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号(福岡市役所7階)

市民局スポーツ推進部スポーツ施設課 担当:宮崎

電話 : 092-711-4099

Email: sports-shisetsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp